

T I C A Dフォローアップ・メカニズム

T I C A D III以降、モニタリング・メカニズムの制度化が必要との指摘が数多くあったことを踏まえ、T I C A D IVにおいては次の通り、3つの層からなるフォローアップ・メカニズムが正式に立ち上げられた。

1. 目的

- ・ 各種関連イニシアティブの継続的な実施に貢献。
- ・ T I C A Dで推進する考え方や概念・具体的成果についてアフリカ諸国のみならず関係国・機関と自由に議論を行う。
- ・ T I C A Dの諸活動の透明性及び説明責任を向上させること。

2. 形態

第1の層：事務局

外務省（アフリカ審議官組織）内に事務局を設立し、T I C A Dの優先分野の実施状況に関し、関連政府機関と連携し、情報収集・分析・広報活動を行う。

【活動内容】

- ・ ウェブサイトを通じた情報発信（UNDPのT I C A D関連ホームページとのリンクを含む）。
- ・ T I C A D相談窓口を設け、市民社会と対話。
- ・ A D C（在京アフリカ外交団）と協調。

第2の層：T I C A Dプロセス・モニタリング合同委員会

【参加者】

アフリカ諸国（A D CのT I C A D委員会メンバー諸国）、日本政府及び政府関係機関、T I C A D共催者、A U委員会（含N E P A D事務局）、ドナー諸国、国際機関（在京大使館、駐日事務所）

【活動内容】

- ・ 年次進捗報告書を取りまとめる。（ただし、T I C A Dフォローアップ会合の任

務である報告書の分析・評価は行わない)。

- ・ 原則年1回モニタリング合同委員会を開催。

第3の層：T I C A Dフォローアップ会合

【参加者】

日本政府（及び要すれば政府関係機関）、T I C A D共催者、アフリカ諸国、A U委員会（含N E P A D事務局）、地域経済共同体（RECs）、ドナー諸国、国際機関等のT I C A D参加者等

【活動内容】

- ・ 原則年1回、T I C A Dフォローアップ会合を閣僚級（場合によっては高級事務レベル）で開催。
- ・ 年次進捗報告書に基づいて進行中のT I C A D関連活動についてレビュー・評価。必要に応じ、活動の加速化を提言。

（了）